

資料集成・関東大震災の遺構をまとめて学ぶ事

20230810 丸谷博男

1923（大正12）年9月1日11時58分に関東大震災が発生する。その震源は、相模湾、マグニチュード7.9と推定されている。近代化した首都圏を襲った唯一の巨大地震であり、南関東から東海地域に及ぶ地域に広範な被害が発生した。死者105,385、全潰全焼流出家屋293,387に上り、電気、水道、道路、鉄道等のライフラインにも甚大な被害が発生した。

東京大震災ではなく関東大震災だったことを再認しなくてはならない。

1. 災害教訓の継承に関する内閣府専門調査会報告書 平成18年7月1923 関東大震災からその実態と特徴を引用してみよう。

■地震の発生機構

関東大地震は、地殻を構成するプレート同士が、接触面で一気にずれ動くことにより生じた地震であって、震源域の近い地震としては元禄16（1703）年の元禄地震（推定マグニチュード8.2）があり、このような巨大地震の発生間隔は200～400年と推定されている。

■地変と津波

関東南部、特に神奈川県西部及び千葉県房総地域においては、地震やその直後の大雨により、崩壊や地すべり、土石流などによる土砂災害が多数発生し、特に今の小田原市根府川では土石流により埋没64戸、死者406人という被害が発生したが、沖積低地や都心部の建物崩壊や火災の陰に隠れてあまり社会的関心をもたれなかった。

東京湾岸部の干拓地や埋め立て地、相模川、荒川、古利根川などの河川沿いの低地においては地盤の液状化が起こり、地盤の陥没や地割れ、建物の沈下、傾斜、地下水や砂の噴出などの現象が起こった。

相模湾周辺と房総半島の南端では最大高さ12m（熱海）、9m（館山）の津波が起こったが、各地で元禄地震や安政元（1854）年の東海地震の津波による災害経験が生かされ、地震直後の適切な避難行動により人的被害が最小限に食い止められた地域もあった。

■揺れと被害

震度7の地域は震源近くに分布しているが、震度6弱以上の地域をみると、震源から離れていても1000年前の利根川、荒川の流路に沿って分布している。より細かくみると、かつての沼沢地や河川の流路だったところは震度が高くなる傾向がある。

地震により米国流や煉瓦造りのビルが倒壊したのに対して、日本流の耐震設計のビルが被害軽微であったことを契機として、地震の翌年の1924（大正13）年に市街地建築物法の構造強度規定が改正され、世界で初めての法令による地震力規定が誕生した。

当時日本列島には既に世界的にみてももっとも密度の高い地震観測網がしかれていた。濃尾地震を契機に設置された震災予防調査会は報告第100号を出して解散し、その事業は東京大学地震研究所に引き継がれたが、この報告書は後世も高く評価されている。

■火災被害の実態と特徴

震災前の防火体制は人民保護を担う警察行政の一環とされてきた。消防組織は東京、横浜は専任の職員がおかれたが多くの地域はボランティア的な人々に担われていた。

装備は当時の最新のものがおかれていたが水源を水道に頼っており、断水と火災の同時多発には対応できなかった。

地震が昼食時に起こったこともあり竈（かまど）、七輪から同時多発的に火災が発生し、水道が断水したため最新の装備も役に立たず、おりからの強風によって火災はたちまち延焼し、消防能力を超えた。さらに避難者の家財などが延焼促進要因になった。逆に焼け止まりの原因をみると、破壊消防を含む消火活動や、広場や道路などの空地の効用がわかる。

火災被害では東京市の本所被服廠跡地の悲劇が有名であるが、その原因といわれる火災旋風についてはまだ研究すべき点が残っている。横浜市においても市街地全域が焼失し、石油タンクの火災は12日間も続いた。

■おわりに ～関東大震災（第一編）の教訓～

関東大震災は近代未曾有の大災害であったが、被害を食い止めた例の検討を通じて、数多くの教訓を得ることができ、後の災害対策の礎になったと評価できる。それらについてはこの後の第二編、第三編において取り上げることとし、ここでは例示にとどめる。

・伊豆、房総を襲った津波の被害が最小限にとどめられたのは、過去の災害教訓の伝承がなされていたことによるものであった。

・消防体制において、地震と火災といった複数の要因に対応し得る備えがなされるべきである。

・また、建物の耐震化、空間や緑地の確保などの災害に強いまちづくり、災害時に町内で助け合って被害を軽減するような共助の取り組みなどに平時から取り組んでおくことが重要である。

この報告書を見て感じることは、現代のコミュニティがこのような複合災害に対して大変脆弱になっていることが理解できる。建築物や土木構築物は、基準法などの制約である程度の耐震性・耐火性・対延焼性を持つことができているが、複合災害はそのような物理的なものではなく、有機的な人々のつながりと共助の精神と日頃の訓練が重要であるにも関わらず、返って地域住民の連携が難しくなっているのが現代都市型居住地域の現実と言える。当時の震災対応の様子は、災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 平成21年3月1923 関東大震災【第2編】に詳しい。流言蜚語と戒厳令という朝鮮人虐殺事件についてもここにまとめられている。

「おわりに－関東大震災の応急対応における教訓－」として報告書は以下のようにまとめている。

1 関東大震災は当時の人々の想定を超えた災害であり、対応する体制を欠いたことが被害を

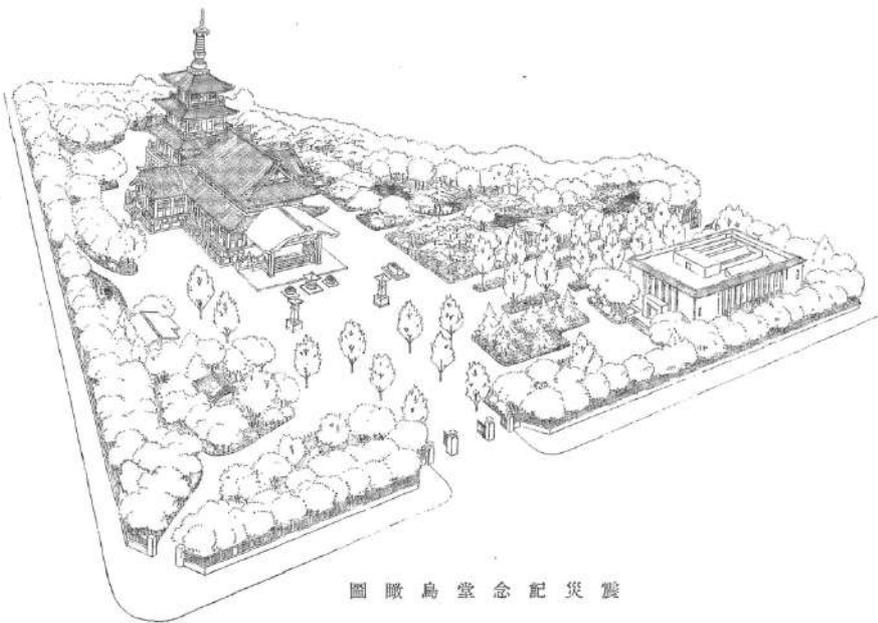
拡大した。

- 2 技術進歩を過信し、特に都市で災害への耐性が低下していた。
- 3 災害の全貌が把握できず、そのことが対応を遅らせ、また、人々の恐怖を煽った。
- 4 救護上重要な施設の喪失や偏在が救護を遅らせ、あるいは偏らせた。
- 5 実際の救護においてはボランティア的な民間の活動が果たした役割が大きかった。
- 6 流言が殺傷事件を招くとともに、救護にあてるべき資源と時間を空費させた。

・都立横網町公園は慰霊と伝承の公園

大正 11 年(1922 年)、東京市は、陸軍被服廠(ひふくしょう:軍服などを作る工場)の移転に伴い跡地を買収し、公園の造成を進めていた。その最中に発生したのが、翌 12 年(1923 年)9 月 1 日の関東大震災。まだ空き地状態だった被服廠跡に周辺の人たちが家から布団や家財道具を持ち出し、続々と避難してきた。ちょうど昼時であったことと、台風の余波で強風が吹いていたこともあり、各所で火災が発生しました。やがてこの被服廠跡にも強風にあおられた炎が四方から迫り、その火の粉が持ち込まれた家財道具などに燃え移った。激しい炎は巨大な炎の竜巻、火災旋風を巻き起こし、一気に人々を飲み込んだ。この地だけで、3 万 8 千人もの尊い命が失われた。

関東大震災の死者は、当時の東京府市合わせて7万人を超えるといわれている。この諸霊を弔慰するため四十九日に相当する大正 12 年 10 月 19 日に、この地において東京府市合同の大追悼式を挙行了のが、この公園の歴史を刻む最初の出来事だった。翌大正 13 年 9 月 1 日、東京府市合同で震災歿死者一周年祭並びに法要が行われ、以来絶えることなく今日まで続けられてきた。当初「大正震災記念公園」と仮称された公園だったが、昭和 5 年(1930 年)には、慰霊堂(当時は震災記念堂)や鐘楼、日本庭園が、時の皇室から庶民までの尊い寄付を受けて完成し、9 月 1 日、横網町公園として開園した。翌年には、復興記念館も完成し、ほぼ現在の横網町公園のかが出来上がった。



震災記念堂鳥瞰図

このあと東京は、関東大震災から見事に復興を果たしたかに見えたが、それもつかの間、昭和16年(1941年)アメリカとの間で太平洋戦争の火ぶたが切られた。太平洋戦争下における空襲による都内犠牲者の数は、死者・行方不明者を合わせて10万人をはるかに超えた。その中でも昭和20年(1945年)3月10日未明の東京大空襲は、下町地域に大きな被害をもたらした。昭和26年(1951年)、東京空襲遭難者の仮埋葬遺骨の改葬が終了し、身元不明者10万5千人を震災記念堂に合祀することとなった。これによって、震災遭難者約5万8千人と合わせて16万3千人の遺骨を祀ることとなり、名称も東京都慰霊堂と改称した。

毎年関東大震災の9月1日と東京大空襲の3月10日に遺族をはじめ、皇族方のご臨席を仰ぎ、関係各方面から来賓の参列を得て、春秋の慰霊大法要を開催している。平成13年(2001年)には、花壇と一体となった「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」が建設された。また、慰霊堂は平成28年(2016年)3月に、復興記念館は平成31年(2019年)3月に、それぞれ耐震補強工事を終えている。

2. 復興がもたらした今の東京地図

帝都復興の事業展開では、近代日本の都市空間形成の基礎をつくったという観点から、土地区画整理事業、街路、公園、橋梁、学校、病院、住宅、鉄道などの事業があった。

① 耐震耐火性のあるインフラの再建

東京都内では火災による焼失が多く、当時多くを占めた木造の橋はもちろん、隅田川に架かっていた5つの鉄橋のうち、永代橋、厩橋、吾妻橋が焼け落ち、両国橋も車道部が残ったものの歩道部を焼失してしまった。これはこれらの橋が鉄橋でありながらも、橋底や橋板に木材を使用していたため、近隣からの飛火や水上の船舶の火災などで引火した。唯一残ったのは耐火鉄橋の新大橋で、避難路として多くの人の命を救ったことから「人助け橋」と呼ばれた。震災後は帝都復興計画の一環として、隅田川には9つの鉄橋が架けられた。なかでも清洲橋と永代橋は力学的合理性に基づく近代的な橋梁美が表現され、それぞれ「震災復興の華」「帝都東京の門」と称され、復興の象徴となった。

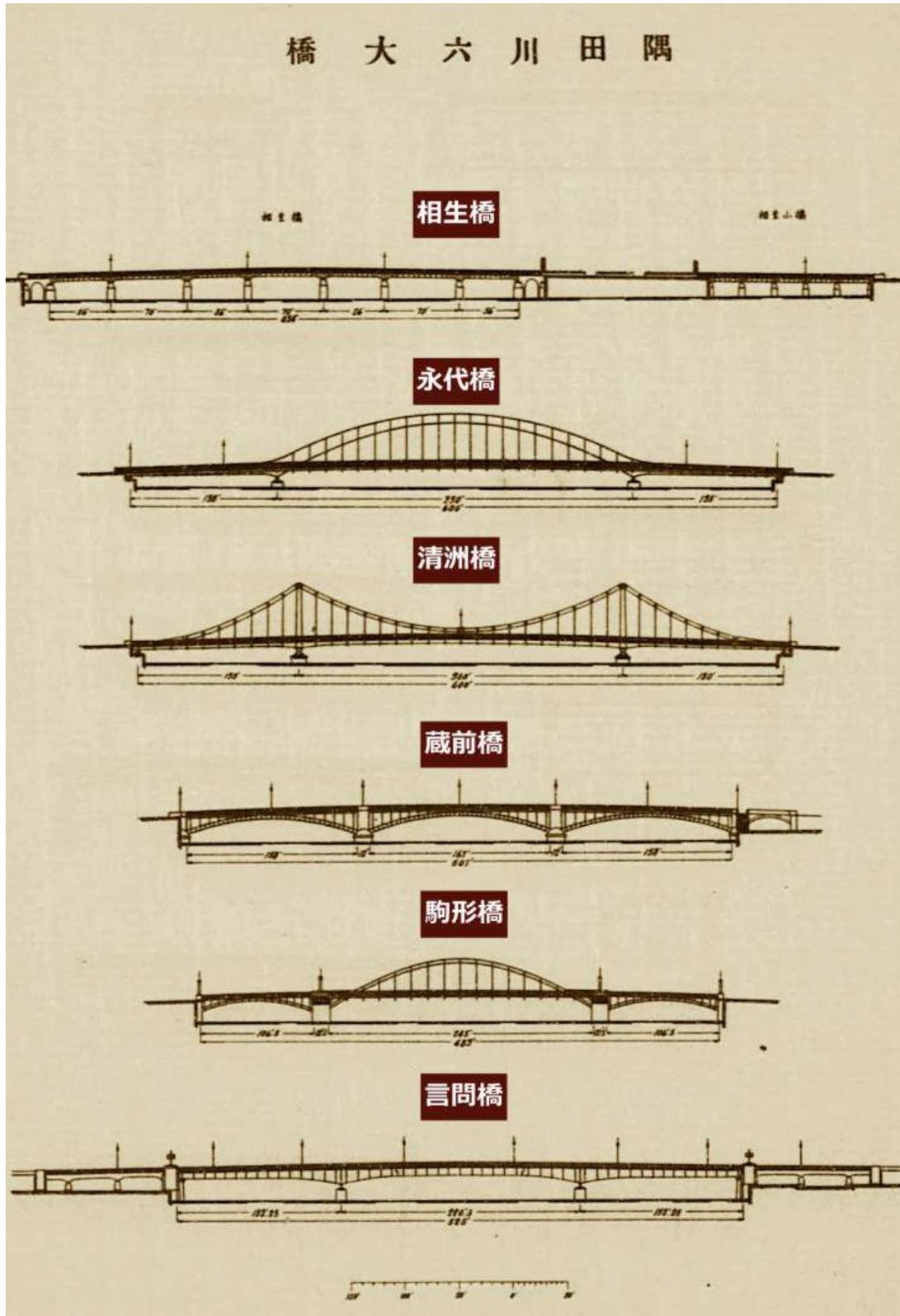
永代橋が最初に架けられたのは元禄11(1698)年と古く、文化年間の落橋事故からの再建を経て、明治30(1897)年には日本初の鋼鉄製の橋梁として再架橋された。その頑丈さから路面電車の軌道も敷設されたほどだったが、関東大震災には耐えられなかった。そして重厚なアーチを特長とする現在の永代橋は、大正15(1926)年、隅田川に架かる復興橋として最初に竣工した。

昭和3(1928)年竣工の清洲橋は、当時「中洲の渡し」があった場所に、震災復興橋梁として新たに架橋された。世界的にも珍しい三径間の自碇式吊橋で、曲線的で優美な外観は、男性的な永代橋と対になるように繊細で女性的なデザインを意図したとされている。

いずれの橋も再び災害に襲われることが考慮され、耐火性や耐久性の確保に力が入れられて、空気潜函工法により地中深く埋め込んだ鉄筋コンクリート造の基礎や、当時海軍が試作研究していた世界最高水準の張力をもつデュコール鋼によるケーブルなど、当時の最先端技術をふんだんに用いることで強度を高めていた。

・隅田川六大橋の物語

関東大震災後の帝都復興事業で帝都復興院（大正13年2月25日以降は内務省復興局）が隅田川に建設した相生橋、永代橋、清洲橋、蔵前橋、駒形橋、言問橋の6橋は景観にも配慮され、デザイン的にも優れた橋で、隅田川六大橋と称されている。



近世的な城下町の名残りを残した東京から近代国家の首都へとモデルチェンジを図ることを目的に、頑丈な永久橋が架橋された。

しかも帝都復興事業における橋梁設計の特徴は、多様な橋梁形式が用いられたところがあり、隅田川六大橋（相生橋、永代橋、清洲橋、蔵前橋、駒形橋、言問橋）にも、すべて異なる形式の橋が採用されている。

帝都復興院（内務省復興局）は115の橋を架けたが、隅田川六大橋に使われた予算は全体の約3分の1。そのうち約半分が永代橋と清洲橋に用いられた。

永代橋

所在地:東京都中央区新川～江東区佐賀

形式:鋼ゲルバー式タイド・アーチ橋(鉄鋼量 3932t/1 平方あたり 0.965t)

総工費:284万1921円(1平方あたり698円)

橋長:184.7m

幅員:25.0m

設計:田中豊原案、内務省復興局(帝都復興院)橋梁課・竹中喜忠設計

着工:大正12年12月

完成:大正15年12月20日

橋桁製作:神戸川崎造船所

施工:太丸組・間組

意匠:ドイツのライン川に架かっていたルーデンドルフ橋(Ludendorffbrücke)をモデルに、「帝都の門」にふさわしい男性的なデザインの橋

文化財:国の重要文化財、土木学会選奨土木遺産

清洲橋

所在地:東京都江東区清澄1～中央区日本橋中洲1

形式:自碇式鋼鉄製吊橋(鉄鋼量 4460t/1 平方あたり 1.09t)

総工費:300万9038円(1平方あたり732円)

橋長:186.3m

幅員:22.0m

設計:内務省復興局(帝都復興院)橋梁課・鈴木精一

着工:大正14年3月

完成:昭和3年3月15日

橋桁製作:神戸川崎造船所

施工:東京市復興局

意匠:「帝都東京の門」と呼称された永代橋と対になるような設計で、「震災復興の華」とも呼ばれた優美なデザインの橋(「清洲橋が曲線の美しさ」川端康成)

ケルンにあった世界最美の橋といわれた吊橋(ヒンデブルク橋)のほぼ忠実なコピーで、日本国内の長大な吊橋の先駆的な存在

文化財:国の重要文化財、土木学会選奨土木遺産

蔵前橋

所在地:東京都台東区蔵前 1・2～墨田区横網 2
形式:鋼アーチ橋(鉄鋼量 2142t／1 平方あたり 0.56t)
総工費:171 万 8723 円(1 平方あたり 451 円)
橋長:173.2m
幅員:22.0
設計:内務省復興局(帝都復興院)橋梁課・井浦玄三
着工:大正 13 年 9 月
完成:昭和 2 年 11 月 26 日
橋桁製作:石川島造船所
施工:東京市復興局
意匠:当時としては思い切ったアーチ橋造りで、幕府の御米蔵をイメージして黄色に塗装
文化財:東京都選定歴史的建造物

駒形橋

所在地:東京都台東区雷門 2～墨田区東駒形 1
形式:鋼アーチ橋(鉄鋼量 2061t／1 平方あたり 0.63t)
総工費:171 万 9554 円(1 平方あたり 522 円)
橋長:149.6m
幅員:22.0m
設計:東京市復興局橋梁課・岩切良助
着工:大正 13 年 7 月
完成:昭和 2 年 6 月 25 日
橋桁製作:汽車製造
施工:東京市復興局
意匠:橋の中央部と左右の床板の下側にアーチのある橋で、バルコニーや橋灯・高欄などのデザインはヴィクトリア調
文化財:東京都選定歴史的建造物

言問橋

所在地:東京都墨田区向島 1～台東区浅草 7・花川戸 2
形式:鋼ゲルバー桁橋(鉄鋼量 2718t／1 平方あたり 0.77t)
総工費:183 万 713 円(1 平方あたり 520 円)
橋長:238.7m
幅員:22.0m
設計:東京市復興局橋梁課・岩切良助
着工:大正 14 年 5 月 11 日
完成:昭和 3 年 2 月 10 日
橋桁製作:横河橋梁製作所
施工:東京市復興局
意匠:帝都復興計画で初めて架設された。直線的で力強いデザインで(「言問橋は直線的美しさ」)

川端康成)、橋上内外の眺望と景観を考慮して設計
文化財:東京都選定歴史的建造物

② 復興住宅と郊外スプロール

被災者の居住移動過程と住宅再建過程についても注目したい。

避難所や応急仮設住宅の環境整備とその撤収プロセスの考察では、震災後の集団バラック住宅の建設とその解消を目指して建設された公的な代替住宅は被災者の生活安定という面から大きな役割を果たした反面、バラックという不法状態の既得権化を生んでスラム形成につながった。東京都内には、不法占拠から定住化へのプロセスも多く見ることができる。

避難民の移動によってもたらされた郊外スプロールの考察では、郊外鉄道の整備もあって郊外部では急速な市街化が進展したこと、その中で基盤整備がしっかり行われた地域は限定されていたこと、その結果として密集木造市街地や不良住宅地区が拡大再生産されていった。その結果は、現状の東京の姿となっている。民間資本の逞しさに対し、地方自治体の都市作りの計画・規制は追いつかなかったところに現状の東京の姿がある。

震災による経済被害は当時のGNPの3割以上に及んだが、復興過程における設備の更新効果と労働力の削減効果によって、急速な産業回復と産業構造の革新を果たした。その産業復興が、京浜工業地帯の形成にもつながっている。

政府や日銀の金融措置や資金援助は、被災者の救済と金融秩序の安定維持に効果があったこと、その反面、真の震災被災者への救済が行き届かなかったことや不良企業の温存に手を貸した形になったことを同時に理解したい。都市生活や文化の復興を、地域社会の再編成という視点から町内会組織の復興過程を考察するとともに、情報メディアに関する変化や思想言論や風俗の領域にも着目して考察した。震災後に町内の住民組織が救援や相互扶助で大きな役割を果たしことを踏まえて、地域生活の基礎組織としての町内会の結成が促進されたこと、その中で「共」の大切さが自覚されたことなどがあった。

関東大震災後の住宅再建過程の諸問題について、東京市とその郊外における借家市場の変化に着目しながら解明することを試みた。住宅ストックの大景喪失は需給バランスを極度に悪化させ、家賃のみならず敷金や権利金等を含めた総合的な借家費用を著しく高騰させた。焼失地の住宅再建は仮建築という過渡的形態を経た後、区画整理の完了とともに本建築へと移行した。

市民の経済力が回復していない状況下において、仮建築は生活に不可欠な住宅を速やかに供給するための有効な手段であったが、同時に除去期限が規定されていたためにかえって借家費用の高騰を促す結果となった。東京市内では区画整理後の地価上昇の影響を受けて延坪の広い高家賃の貸家供給は増殖したが、低所得層向けの小規模で安価な貸家供給は少な、潜在的な借家需要は借間市場の形成を通じて充足された。

一方、郊外では住宅需要の著しい高まりを見越した投機的な貸家供給が増加したが、その後の住宅市場の変化によってそれらは大量の空家へと転化した。

住宅の量的不足を意味する「絶対的住宅難」は震災から2年程度で解消されたが、焼け跡を中心に家賃の相対的上昇と借家人の家賃負担力の低さに起因する「経済的住宅難」が深刻化した。

「経済的住宅難」は1920年代末に厳しさを増し、民間借家市場から締め出された低所得の借家人層を中心に不満が蓄積された。そして、不況の深刻化にともなう一般物価の下落と家賃値下げ運動の興隆が相乗的に作用し、多数の家主から家賃の引き下げという譲歩を引き出すことに成功した。

一方、その王な状況下でありながら、同潤会の住宅供給事業が当該期の住宅市場に与えた影響は限定的ではあったが、同潤会の住宅供給方針や事業計画は変動し続ける住宅市場の動向に規定される側面を抱えながらも、その先進性は評価される。

③ 寺院の郊外地への移転と新たなまちづくりの形成へ

関東大震災によって、都心部と下町のほぼ全域が焦土と化し、帝郡復興事業において下町を中心に土地区画整理事業が行われたが、区画整理の対象となった寺院にとっては相当に困難な事態が生じた。換地以外の土地に移ると境内は国の所有に帰するので寺院は整理地区内に留まざるを得なかったが、換地によりその面積が著しく減少して寺院の活動や存立自体に支障を来す場合が多く、寺院は区画整理地区への編入を拒否せざるを得なくなった。このため移転促進の意図で、1925（大正14）年3月「特別都市計画区域内二於ケル寺院二国有境内地譲与二関スル法律」（法律第4号）により、換地以外の土地に移る際は、その換地を移転費用捻出のため無償譲与するとして、境内を強制的に区画整理地区へ編入するという方策が取られた。しかしそれにも関わらず、寺院や墓地の整理・移転は捗らなかった。仮に移転するにしても既にこの頃、郊外において市街化が進み、用地の取得自体が困難になっていたからである）。

このように寺院も身動きできず、区画整理事業そのものも行き詰まった状況のなかで、東京府は1926（大正15）年11月、以下の府令を公布した、

「土地区画整理の施行による墓地の変更に関する件」〔東京府令 第104号〕

東京都市計画土地区画整理ノ施行ノ為必要アル場合ニ限り墓ニ対シ公布セラルル換地面積ノ範囲ニ於テ衛生上美観上特殊ノ施設ヲ為ス場合ニ於テハ大正六年東京府令第四十四号墓地設置及管理規則第三条ノ規定ニ拘ラズ墓地ノ変更ヲ許可スルコトアルヘシ。

衛生上・美観上、相応の設備をすれば換地を墓地としてもよいと認めるもので、ここに特設墓地（正式には特殊納骨設備）と呼ばれるものが出現した。この施設によれば、改葬後の面積が3分の1に縮小可能なため寺院側の受け入れるところとなり、区画整理事業はようやく進展を見ることとなった。この時期の集積地区形成の状況をまとめると図2のようになる。市区改正時には多かった山の手からは少なく、被害の出た浅草、築地を中心に移転が行われている。特設墓地化によっても敷地が不十分な場合、寺院は郊外へ移転してゆかなければならなかった。特に築地からは地区の8割を占める、40近い寺院が転出し、寺町としての規模は大幅に縮小された。浅草から40以上の移転が行われ、後述するように問題を残すこととなった。新しい集積地区として主なものには北鳥山、練馬、伊興町狭間がある。この時期は市区改正時と比較しさらにその外側へ、中心から南と北の両方向及び

東部にも集積地区が形成されている。既に大正末までには現在の主要な私鉄は開通していたことも大きく影響した。まとめられ、多くの寺院は市街地内に留まり続けることになった。しかし、街路用地等のために移転しなくてはならない寺院も少なからず生じて集積性が薄れ、街区は寺院とそれ以外の建物の混在が進むことになり、喧騒化や火災の危険などの問題が顕在化した。復興事業は1930（昭和5）年完成を見るが、こうした寺院の移転問題は、帝都復興の主要な課題として取り上げられることはなかった。しかし、上述した特設墓地の出現は、市区改正以来の墓地・寺院の市外移転の方針を根底から変え、両者が市街地内に存続することを物理的に可能とした点で、非常に重要な出来事であった。

東京の寺院集積地区はほとんどが中小規模である。近代以降の集積地区は、寺院が隣接して景観的に明瞭なところが多いのに比べ、江戸期のものは移転により景観的に集積が不明確という傾向がある。寺院集積は全体として江戸・東京の市街地拡大の経過の一側面を反映しているが、特に都心部においては現在でも江戸期の分布構造を継承している。今後において移転・集積形成の契機となり得る大規模な事業が再びなされる可能性は殆ど考えられず、また仮に事業が成されたとしても既に震災復興期において移転先用地が不足していたことからみて、新たに多数の寺院移転（＝墓地移転）による集積形成が生じる可能性は少ない。従って、現在の寺院集積地区の分布構造は今後とも保たれ、集積地区は都内に長期にわたり存続していくものと考えられる。（千葉一輝、戸沼幸市の論文「近代以降における寺院集積の変容について」より抜粋引用）

●下図は、世田谷区烏山寺町の地図 26 の寺がある。



●下写真は、妙寿寺の客殿は明治期の鍋島侯爵邸を移築したもので、世田谷区指定文化財に指定されている。



●下写真は、妙祐寺の本堂、インド調の建物で異国情緒を感じる。



●東京都足立区東伊興 4 丁目一帯に、関東大震災後に寺院が移転して誕生した寺町が伊興寺町(いこうてらまち)。その寺町を歩く伊興寺町散策路が整備され、古都の寺町のような雰囲気を感じ出しています。桂昌院の墓がある法受寺のほか、東陽寺、正安寺、浄光寺、善久寺、長安寺、常福寺、本行寺など寺が集中。関東大震災後、昭和 4 年頃に焼け野原となった浅草、下谷、本所などから、14 の寺院が伊興に移転。

そのうち 13 の寺院(長安寺・善久寺・浄光寺・法受寺・栄寿院・正楽寺・専念寺・正安寺・東陽寺・本行寺・常福寺・易行院・蓮念寺)が、伊興狭間(現在の東伊興 4 丁目)の一地域に集中し、寺町を形成しています。

少し離れた伊興本町 1 丁目に歌川広重で有名な東岳寺もあり、散策に最適です。

伊興氷川神社まで続く桜並木があり、東京の寺町としては烏山寺町(世田谷区)とともに有名だったとか。

桜並木は、太平洋戦争末期に燃料として切られてしまい、今はありません。

見沼用水も水を引いた保木間掘親水水路が道沿い(寺町の北辺、伊興遺跡公園前の道)にあり、多くは暗渠になっていますが橋なども残されています。

寺町の中央を通る道(常福寺、専念寺北側)が、かつての谷地を通る狭間道(はざまみち)と通称される道です。



花川戸助六の墓があることから助六寺と通称される易行院(浅草から伊興に移転)は、5代目・三遊亭圓樂の実家だった寺で、圓樂師匠の墓もあります。

常福寺(浅草から移転)には、「昭和の爆笑王」初代・林家三平(はやしやさんぺい)と父である7

代目・林家正蔵(はやしやししょうぞう)の墓(海老名家の墓)があります。

あまり知られていませんが、東京都内には、明暦の大火や関東大震災などをきっかけに伊興寺町(足立区)のほか、烏山寺町(世田谷区)、高円寺南寺町(杉並区)、上高田寺町(明治39年～明治42年に形成／中野区)、十一ヶ寺寺町(田島山十一ヶ寺島園／練馬区)、吉祥寺寺町(四軒寺／武蔵野市)などが形成されています。

●練馬十一ヶ寺の寺町は、東京都練馬区の、都営大江戸線の豊島園駅より東へ徒歩1分の地に位置する、11寺院で構成された寺町。山号はみな田島山。
浅草にあった誓願寺の子院群であったが、関東大震災で罹災し、昭和3年、子院11寺院のみがまとまって当地に移転(誓願寺自体は府中市に移転し、現在は無関係)。
各寺院は小規模だが、全体的に良く整っている。



災害時における河川の役割

江東区内には、徳川家康の命により開削された小名木川を始め、江戸時代に開削された仙台堀川、豎川、横十間川など、内部河川と呼ばれる18もの川があり、その長さは合計で約32kmにもなる。これらの河川は、江戸時代には今の千葉県方面から塩や米などの物資を船で運ぶ輸送路として、また明治以降は、工場への資材や製品の輸送、木場への木材の輸送などに利用されてきた。しかし、昭和に入り工業地帯として飛躍的に発展するとともに、大量の地下水を汲み上げて利用した結果、地盤沈下が進み、区内の大部分の土地が海拔0メートル地帯となってしまった。船は橋の下を通過することも難しくなり、また一方では、陸上輸送の発達により、次第に河川は利用されなくなっている。江東区は隅田川と荒川に挟まれた場所であり、小さな川もある。一般的に河川は「氾濫」「河川津波」「高潮」など災害の原因としてイメージされるが、河川沿いの空間が公園等として整備・活用されれば日常の暮らしの大きな宝物となる。親水公園はその恒例といえる。・広場と遊歩道が一体化したオープンカフェ(隅田川オープンカフェ)、レストランのオープンテラス化(隅田川かわてらす)、川沿いの

ホテルの二階部分にかわテラスを設置・外部からも直接アクセスできるような階段も設けるなどの事例がある。日常的活用、災害時活用、延焼防止帯、消防水源、舟運拠点などの視点から、あるいは観光資源としても再評価したい。

■江東区内の親水公園

仙台堀川公園 / 「区民の森」をテーマに整備。延長 3.7km、面積 10.39ha

都内最大の親水公園で、ふれあいの森、果実の森、科学の森、親子の森などの特色ある7つの森や、サクラ並木が続き、春のサクラや新緑、夏から秋の果実や紅葉など、四季折々の季節感があります。親水施設の豊かな自然と陶壁や彫像などの芸術作品文化の香りがする公園。

横十間川親水公園 / 「区民の水辺」をテーマに整備。延長 1.9km、面積 5.06ha

水辺に象徴されるように、広い水面を生かした貸しポート場や水上アスレチック、野鳥の島、花菖蒲園や田んぼがある。週一日、ボランティア団体による木造和船の運行もあり、櫓こぎを体験することができる。

鯉川河川敷公園 / 「スポーツ公園」をテーマに整備。延長 2.1km、面積 5.55ha

首都高速道路7号線の高架下にある公園で、カヌー・カヤック場やフットサル場、健康遊具広場、バターゴルフ場などを備えている。

福富川公園 / 「木場の香り」をテーマに整備。延長 0.5km、面積 0.83ha

木に関係する特徴の公園で、様々な樹種の木々が茂る園内には、鯉や亀が泳ぐいくつもの池や、木製水門の模型などがある。

古石場川親水公園 / 「水辺の香り」をテーマに整備。延長 0.9km、面積 1.64ha

隣接する牡丹町の名に関係する牡丹園、東の外れにある洋風なバラ園、梅雨時期に咲き誇るアジサイなど、季節の花が楽しめる。

木場親水公園 / 「木場の風景」をテーマに整備。延長 0.9km、面積 1.89ha

江戸情緒を感じさせる木場の面影を再現した公園で、絵巻のモニュメント、石積みの堀割、木製の太鼓橋、岸辺の燈籠、筏を操る川並の像、和船など、江戸の雰囲気漂っている。

荒川・砂町水辺公園 / 「太陽の広場」をテーマに整備。延長 3.0km、面積 8.26ha

荒川下流の河川敷を利用し、雄大な川の流れを望む開放的な公園で、テニス場、草の広場や花壇、運動広場、区内最大のビオトープなどが連なり、太陽や自然の恵みに満ちている。

④ 震災復興道路

関東大震災の発生まで、東京は江戸時代以来の都市構造を引き継いでおり、街の大きな改造はされていなかった。そのため、大量の人口が集中する大都市であるにもかかわらず、大通りの裏手には狭い路地が複雑に入り組み、木造の長屋が密集、さらに災害時の避難場所となる公園も少なかった。この都市構造が、関東大震災時の大火災や避難困難などの原因になった。

「帝都復興計画」では、壊滅状態となった東京の街に近代的な都市基盤を整備するとともに、市域を拡大していくために、骨格となる道路を整備する案が盛り込まれた。その軸となったのが、第一号幹線「昭和通り」と、第二号幹線「大正通り（現・靖国通り）」で、この二つの通りを基準としてそれぞれに並行する形で道路が計画される。国の事業として幅員 22m 以上の「幹線街路」52 本が、東京市の事業として幅員 11m から 22m の「補助線街路」122 本が整備された。その他区画内の道路等も含め、整備された道路の総延長は 750km にも及んだ。江戸時代以来の道路が、未舗装で車と歩行者が混在する形であったのに対し、帝都復興計画で建設された道路は舗装され、歩車道を分離するなど、車と歩行者双方の利便性を向上。また、幅員を広げ、街路樹を植えることで延焼遮断帯としての役割も充実した。このような近代的な設計思想が取り入れられた先進的なものであったため、

交通量が当時に比べて激増した今日においても、90 年前の姿からほぼ変化せず、主要幹線道路として利用され続けている。(土木技師会発行 「復興再考・東京の主要幹線・震災復興道路」より抜粋引用)

昭和通り／区間： 台東区大関横丁交差点～港区新橋交差点、延長：約 8.0 km、幅員：44m

震災復興道路の軸のひとつ「幹線第一号」昭和通り。江戸以来の幹線道路である中央通りと並行し、三ノ輪から新橋までをつなぐ東京の新たな南北の軸として計画され、「昭和」という新しい時代の名にちなみ、「昭和通り」と名づけられた。当初は、幅員 72m にも及ぶ道路として計画されたが、予算縮小の結果、最終的には幅員 44m で建設された。道路の両側にはゆったりとした歩道が整備され、中央には分離帯を兼ねた緑地が設けられた。現在、中央分離帯の上空には首都高 1 号上野線が走る。

靖国通り／区間： 新宿区新宿大ガード東交差点～中央区浅草橋交差点、延長：約 8.0 km 幅員：36m

幹線第二号。当初の名前は「大正通り」。震災復興を期に幅 36m に拡幅された。南北軸である昭和通りに対して、大正通りは東西の軸として整備された。靖国神社の前を通ることから、戦後、「靖国通り」と改名された。神社前の「九段坂」は、江戸時代以来、急勾配の坂として知られていたが、事業実施の際に、市ヶ谷方向に頂上を移動し傾斜を緩和したという。現在でもゆるやかに続く坂の先に靖国神社の鳥居が見える。

永代通り／区間： 千代田区大手門交差点～江東区日曹橋交差点、延長：約 6.5 km 幅員：33m

幹線第三号。皇居の大手門から発し、日本橋・兜町を東西に横切ったのち、隅田川を越えて江東区へ至る。帝都復興第一橋梁の永代橋を通ることから、永代橋通りと名付けられた。江戸の経済、商業、物流の中心地であった日本橋。現在、永代通りと中央通りが交わる日本橋交差点付近では、いくつもの再開発事業が進む。

晴海通り／区間： 千代田区祝田橋交差点～江東区東雲交差点、延長：約 6.5 km 幅員：36m

幹線第四号。東京随一の繁華街・銀座の中央を貫き、銀座四丁目交差点、歌舞伎座前を経て、勝どき方面へ至る。当初は「歌舞伎通り」と呼ばれていた。歌舞伎通りが江戸城外濠をまたぐ場所にはかつて、石造りの二連アーチ橋「数寄屋橋」が架かっていた。1958 (昭和 33) 年、首都高の建設に伴い外濠が埋め建てられ、橋も取り壊されたが、「数寄屋橋」の名は現在でも地名として残っている。

八重洲通り／区間： 千代田区八重洲口～中央区佃、延長：約 2.5 km 幅員：44m

幹線第七号。1914 (大正 3) 年に開業した東京駅を正面に望み、八重洲口からまっすぐ東方向に伸びる。開業時の東京駅には丸の内側の改札しかなかったが、復興に伴い八重洲通りに近代的なオフィスビルが建ち始め、東京駅から八重洲側へと向かう人が増えたため、1929 (昭和 4) 年に八重洲側にも改札口が設けられたという。東京駅八重洲口を発着する長距離バスの主要動線にもなっており、日本各地へと向かうバスが行き交う。

⑤ 関東大震災・震災復興 52 小公園・小学校の現状(2013)

参照資料 https://ktgis.net/disaster/tokyo_reconstruction_park_and_school.html

作成 [埼玉大学教育学部 谷謙二 \(人文地理学\)](#) 2013/10/2

東京の関東大震災の焼失地域に作られた、52 箇所の復興小公園を地図化した。各公園はすべて復興小学校に隣接していたが、現状を見ると、16 の小学校が移転・統合等で消滅している。小学校の跡地は保育園、病院、老人ホーム、再開発ビルなど様々な土地利用に変化している。

公園はあまり変化していないが、小学校に吸収されてしまったものが 2 箇所、消滅してビルになったものが 1 箇所。このことから、小学校よりも公園の方が土地利用の永続性が強いといえる。

小学校と公園が隣接された理由としては、災害時の避難所としての役割のほか、狭小な敷地を補助する校庭の延長としての役割もあった。

小学校と公園の隣接関係には、道路を挟んだケースと、挟まないケースがある。これは戦

災復興土地区画整理事業に伴って作られたと推測される。

参考:石山千代・北沢猛・西村幸夫・窪田亜矢 2001.震災復興小公園と小学校の関係に関する研究 - 52 箇所の空間構成と利用の変遷過程を中心に -.都市計画. 別冊, 都市計画論文集 36, 235-240. 神奈川大学非文字資料研究センター「[関東大震災復興データベース](#)」

⑥ 1925(大正 14) 年 防火地区変更指定による建物の不燃化、耐火化

1925(大正 14) 年、防火地区変更指定防火地区指定の施行された 1922(大正 11)年 9 月 1 日のちょうど一年後に関東大震災が起これ、防火地区指定の効果は殆どなかった。成果のないまま、1922(大正 11) 年施行の防火地区は見直しを余儀なくされ、1925 (大正 14) 年 4 月 2 日、内務省告示第 62 号をもって、防火地区の変更指定が行われた。具体的に、政府が防火地区の見直しを諮問したのは 1924(大正 13) 年 12 月の特別都市計画委員会である。委員会では防火地区の指定範囲について復興局、東京府、警視庁および東京市からの提案があった。復興局の提案は、丸ノ内、日比谷、霞ヶ関だけであった集团的防火地区を日本橋・銀座界限まで拡げること、また下町の路線式乙種防火地区を甲種に変更し、路線の網の目を中心部ほど密にすることなどを挙げた。東京府は更に集団式防火地区を神田区に拡げること、また警視庁は震災前と同様に「市民の負担力と過去の火災経験」を理由に、日本橋から隅田川までの日本橋区北東部の問屋街など一帯も防火地区に指定することを提案した。

審議は特別委員会を組織して進められ、委員片岡安の意見により、復興局案と警視庁案の中間をとることで決着を見る (16)。復興局の原案に、日本橋区の幹線一号と一九号線の間問屋街及び兜町、また補助線九号より北を加えたかたちとなった。結果として、面的に指定された防火地区である集团的甲種防火地区の面積が増加され、麴町、日本橋、京橋の中心である日本橋通り以西はほぼ防火地区に指定された。路線式防火地区は、浅草区、芝区、本所区、深川区という、震災後の火災の被害が大きかった区域全体に増やされ、乙種であったものも甲種に変更された。震災の被害が小さかった東京北西部の路線式乙種防火地区は、そのまま残されている。

1925(大正 14) 年の変更指定の審議においても、たとえば住民の資力について「表通りは結構であります、裏の辺になって来ますと大分是は違ふだろう、強制すると云うことは非常に無理だろう」(17) と、特に経済力における街区の表と裏の差から、路線式の防火地区指定を推す意見が見られた。同時に、被災状況を鑑み、防火地区に建設する耐火建築には防火地区建築補助規則による補助金が交付されることになったため、補助金の予算に対して防火地区の指定面積を抑えようという動きも出ていた。しかし震火災による被害から露呈した東京の不燃化策の遅れは明らかであり、防火地区指定は出来得るなら東京全体を、と望んだ佐野利器 (18) や、防空の見地からも意見を述べた長岡外史らの動きもあり、1922(大正 11) 年施行の防火地区指定と比べ特日本橋、京橋の中心部において面的な防火地区指定が広げられた。日本橋ですら「(表通りはともかく) 裏屋迄鉄筋コンクリートにすると云うことは、今の住民が何処かに往かなければ出来ない」とも言われたが、火災により、表と裏を持つ街区の構成そのものが多く焼失したこと、そこに土地区画整理事業により新たな街区がつくら

れたことで、面的な防火地区の拡大は震災以前より強く望まれたとともに、実現が可能になったと考えられる。

震災以前、数十年かけて完成を目指すしかないとされていた防火地区は、震災を機とし補助金の交付と、低利融資と建設を行う復興建築助成株式会社の設立という経済的支援を持って具体的かつ急を要しての実現が進められることとなった。そしてまた、ここに来て初めて、借地人と地主の混在する土地や狭小敷地での耐火建築化をどう進めるのかという問題が顕在化する。防火地区の変更指定や補助金交付が復興計画の一部として行われたことで、明治・大正の指定案や市街地建築物法の当初案で、住民の自主性を前提としていたのとは異なるかたちで、復興局や東京市が率先して問題の解決にあたることとなったのは大きな特徴であろう。その解決策のひとつとして、後述する共同建築が取り上げられるようになるのである。

⑦ 狭小敷地の増加と防火地区における共同建築の促進

引用資料：(社)日本都市計画学会 都市計画論文集 No. 43-2 2008年 10月

Journal of the City Planning Institute of Japan No. 43-2, October, 20083.

防火地区の変更指定と同時期に進められた土地区画整理事業は66の地区に分けて施行され、その施行面積は、東京においては焼失区域約1100万坪のうち約942万8000坪に及んでいる。街路、運河、公園等の公共用地とするために減らされた宅地の面積はおよそ111万6000坪で、区画整理地区の中で最も減歩率の大きい区で33.1%、最も少ない区で5.9%、平均して宅地の15.3%が削られた(21)。日本橋区の区画整理第14地区における調査では、防火地区内の1664の敷地のうち、間口1間以下の敷地が22あり、3間以下の合計は852と半分以上を占めた。しかし土地区画整理を定めた特別都市計画法においても敷地の最小面積についての制限は定められておらず、換地設計の明確な取り扱い基準についてはあやふやな状態であった。土地区画整理事業に関して「一建築敷地を為すに足らざる土地に対する換地設計」について問われた復興局整地部長は、狭小な敷地であっても、現に利用されているものは換地交付を行うことを回答していた。また復興局は当初、6m未満の道路は公道とみなさない方針であったが、10坪にも満たないような過小敷地では公道に沿わなくなるため、やむなく3m、4mの細街路を認めることにするなど、そのような敷地を温存することで、既に権利を持っている者に出来る限り換地を与えるという方針と、土地区画整理事業執行の能率を高めることが優先されたのだと考えられる。防火地区指定の特別委員会委員であった法学者の渡って建て主が複数であっても大規模の商業ビルのものは増額補助の対象外となり、共同建築とそれへの助成はあくまでも中小規模耐火建築の促進策であったといえる。また、もうひとつ否決の理由となったのが、共同建築主の関係であった。否決となった申請では、親子による共同建築であったが、調査により親が子に無料貸借をしているだけで子が借地権を持たないと判明したものがあつた。同様に、増額補助決定の交付がなされた1927(昭和2)年11月1日以降に土地を分筆したり借地した共同建築主においても、そこで発生する借地権等は認められないとされ、共同建築化によりはっきり「有益」であることと、増額補助を受ける為だけに共同建築に邊鉄蔵は、狭小敷地を生じさせ、その解決をしなかった区画整理について、道路網だけでなく十分な建築敷地の実現が理想的であるとしつつも、「今回の区画整理は真に理想的の建築敷地を造成すると云ふ意味の区画整理でなく

して、都市計画路線を完成するに付て（中略）新たな道路敷地を獲得する手段として止むを得ず区画整理の方法をとった」と結論づけ、都市部の狭小敷地においては「小さな借地権者が相集合して、共同で相当な規模の耐火建築を築造し、それを各々が分割占有して、其中に営業する」というほかはないと論じた。困難な状況の中で、道路整備と建築敷地の完全な造成では、まず前者が優先されたのであり、その道路中心の区画整理実現を見た後、防火地区指定された狭小敷地における耐火建築を可能にするための共同建築という手段が取り上げられることになる。

■防火地区建築補助規則による共同建築

共同建築の定義

当時の論説に述べられた共同建築の定義を整理すると、共同建築とは「連続する幾つかの土地の使用権者（土地所有権者又は借地権者）が共同して建てる建築」であり、狭小敷地における耐火建築の実現に最も適した方策であるとされていた。

防火地区建築補助規則による補助

土地区画整理事業に着手した大正 13 年末から、復興局は本建築の建設を許可する方針を打ち出し、防火地区内の耐火建築についてはその実状を考慮して一定の条件のもと補助金を支出することとし、防火地区建築補助規則を制定した。東京防火令では対象住民自らの積み立てによった建替は、被災による経済困窮を慮り、補助金によって賄われることとなったのである。特に共同建築についてはその必要性が重要視され、1927(昭和 2)年 11 月 1 日、内務省令第 45 号によって防火地区建築補助規則に条項が追加され、補助金増額を決定した。復興局では交付決定に際して「共同建築委員会」を設け、審議により助成を決定することとした。

この委員会資料が東京公文書館所蔵内田祥三文庫に「共同建築補助金審査委員会関係資料」として 1928(昭和 3)年 3 月 9 日に開催された第 1 回から、1932(昭和 7)年 12 月の 9 回目の審査委員会のものまで残されており、増額申請を行った共同建築の実態を解明することが出来た。なお、この防火地区建築補助規則による補助金の交付率であるが、1933(昭和 8)年 8 月 6 日、「防空と建築」と題されラジオ放送された佐野利器の講演によると、このときまでの防火地区における全耐火建築は、警視庁の統計で「其の棟数 1,063 棟・其の坪数 370,926 坪」であったという。これに対して 1932(昭和 7)年度までの補助金の交付実績累計件数が 964 件、延べ坪数が 19 万 6,270 坪となっており、防火地区内における耐火建築の 90%以上に交付されていたことがわかる。

増額補助を受けた共同建築

共同建築の補助金増額申請の調査書は全 71 件であり、審査により補助を否決された申請は 12 件あった。ここでの否決とは、防火建築補助規則による通常の補助金は交付されたが、共同建築としての増額補助の対象とは認められなかったということである。増額補助対象の条件として、まず土地が狭小で、共同建築にする必然性のあることが重要であった。防火建築補助規則「第二条ノ二」の取扱内規 30) により、敷地については共同建築主が所有権か借地権を持ち、イ) 土地面積三〇坪以下、ロ) 間口四間以下、ハ) 奥行六間以下、ニ) 土地の形状地位等により共同建築することが土地利用上特に有利と認められるとき、のいずれかに合致する必要があった。これによ見せかけるのではなく、確固とした土地使用権を持った

者同士によるものであることが求められた。

■共同建築の事例分析

共同建築の人数

共同する人数は平均 2.3 人であり、8 割以上の 59 / 71 件が、最低限の 2 人による共同建築である。大人数の事例は九段下ビルの 8 人が最大で、次いで小川町ビルディングの 6 人が挙げられ、ほかに 4 人のものが 3 事例、3 人が 7 事例だった。人数が多くなるほど事業的な難しさが生まれると想像でき、多くは震災前からの隣人との最小単位での共同化、いわば「2戸1化」のかたちで共同建築化が行われた。これらの土地の所有形態について、先に大人数のものを見ると、九段下ビルでは共同建築化にあたり、それぞれが震災前よりの借地であった土地を買い取って所有していたことがわかっている。その一方で小川町ビルディングの 6 人は、全員が震災前より借地人のまま、共同建築を建てていた。全体では、借地人のみによるものが 36 件、土地所有者のみのもものが 5 件、土地所有者と借地人によるものが 12 件、その他および不明が 17 件となった。実に半数が借地人同士での共同建築であり、震災後に新たに土地を所有した共同建築主がいるのは 4 件のみであった。耐火建築である共同建築を行うにあたり、土地を所有することは必須ではなく、共同建築は狭小敷地の借地人層による耐火建築化の解決策になり得ていたと判断される。

共同建築の規模と用途

共同建築 1 棟あたりの敷地面積の平均は、一人あたりだとおよそ 40 坪となった。敷地間口の平均は 4.3 間で、補助金増額申請を否決された大規模のものを除くと 3.6 間となる。敷地面積の最小値は 2 人による共同建築の 23.66 坪のもので、合わせて 30 坪以下というものは 5 件見られた。共同建築が行われたのは狭小敷地ばかりではなかったが、共同建築化により間口 2.5 間、奥行 6.1 間の敷地で 90.6%の建ぺい率で建築が可能になったという事例（表 1-19） 32）もあり、その利点は生かされようとしていた。用途では、不明の 1 件を除き、すべてに商店（店舗）か事務所が計画された。その上で建築主の住宅のある職住一体と考えられるものは半分の 34 件で、1928 ～29（昭和 3 ～4）年の審査委員会の前半の申請に多く見られ、1930 ～ 31（昭和 5 ～7）年にかけては減って行った。住宅のみというものはない。貸室経営を行うものの数は時期による変化はなく全体で 26 件、貸事務所貸住宅かは記載がないものが多く推定しづらいが、用途をアパート・独身者貸間などとしているものも 3 件あり、同じ時期に建設が進んでいた同潤会によるアパートメントの影響で、「アパート式住宅」を企図する共同建築主が増えていたと言われている。また、申請調査書類から判明する商売内容としては、医者診療や呉服店、喫茶店など多岐にわたる職種がみられた。申請調査書以外の当時の資料 34）から上階のプランが判明するものの中には、食堂経営を行うものが 2 階 3 階まで客席として使用していた例や 2 階に店舗を構える理髪室、また 2 階で営業する銭湯などがみられる。このような小規模商店の上層階への営業フロアの拡大は、この時期の新しい形態だと考えられる。

共同建築は、基本的に自営の商売人が耐火建築を為すためにとった手段であり、その形式の大きな流れとしては、初期には借地人のまま職住一体となる建築を建てる、という震災前に当たり前であった居住形態を踏襲した共同建築が建てられた。これに上階での貸室経営により店子を持つという考えも、従来よりのものだと言える。時代を経るに従い、職住分離、

貸室（ビル）営業、という現代的居住形態を含んだものが現れはじめていた。

共同建築の共用部

共同建築について一節を割いて取り上げた高等建築学 16『商店・百貨店、事務所・銀行』の商店の章では、共同建築を「単式」「複式」「合成式」の3つに分類していた。単式とは、界壁のみを共有し、共用部分を持たないもの、複式とは、共用玄関、階段などを設けたもの、合成式とは、専有部分がなく共有財産として一棟の建物を建築するものである。つまり分類は共用部のあり方について行われており、共同建築の内容を左右する最大要因がそこにあると判断されていたことが窺える。申請書類上では、「敷地ト建物」の欄において、敷地の境界と建物の界壁位置の一致・不一致、各階・共用部の使用について記されている。この書類は審査をする側が記入していたと思われるが、その表現は統一されておらず、「界壁」、「共有壁」という表現や、「廊下、階段共同」「玄関、階段、廊下、便所、昇降機ヲ共用ス」などの書き方から、共同建築における境界の壁や、共用部分を指す用語は定まっていなかったことがわかる。

ここで、申請書の内容から共用部と判断できるものを集計し、先ほどの3分類に基づいて見ると、単式共同建築である全く共用部を持たないものが35件と、半分にのぼった。これらは殆どが縦割りの、敷地の境界と界壁が一致するもので、界壁を共有するのみの共同建築ということになり、長屋形式の一番わかりやすい所有の仕方となっている。この形式のものは敷地規模の大小や土地所有形態に拘わらず見られた。ただし、このうち3件は界壁をつくらず、階別に所有権を分けている例であった。建物の登記に際しては建物を縦に区分して各戸別々に登記している例を確認しているが、建物を横に区分した階数ごとの登記も可能であるという論説があり、この時期、震災前にはないと言われていた階層別の区分所有が初めて行われたと見ることが出来る。

一方で、共同建築のメリットを生かし複式共同建築として階段などを共用とするものは27件あった。共用部として多いのは玄関、階段、そして廊下、便所、エレベーターである。共同建築の人数が多い場合に上階へのアクセスを共用にした方が効率が良いため、複式共同建築の割合は2人の場合は20/59件、3人では4/7件、4人では1/3件、6、8人では複式のみというように、多人数の場合にはこの形式が多く選ばれる傾向があった。共用部の所有権は申請書類からは判明しないが、書類上に「登記ニ付テハ未定」と記載されているものもあり、その方法は個々の事例ごとの判断とされていた節も見受けられた。復興建築助成株式会社による九段下ビルの例においては、所有は1階から3階までのそれぞれの縦割りの間口分を各自のものとし、共用部分は敷地面積により比例配分した所有権を設定していたことがわかっている。当時の区分所有に関する取り決めは民法208条によるもののみであったが、法による規定がなくとも、共用部を持つ共同建築が多数実現していたことがわかった。これらに対して、界壁を持たず、区分せず、総てが共有される合成式共同建築にあたる計画のものが9件あった。9件中4件にエレベーターがあり、これらの多くは中規模以上の、今で言う共同出資の貸ビル経営に近い形態であったとみられる。

共同建築の分布と普及

共同建築の分布は、その半分以上が日本橋区（23件）、神田区（17件）、京橋区（13件）の三区に集中し、防火地区に指定された日本橋通り、靖国通り、銀座中央通りといった大きな通り沿いに多く立地が見られた。角地である敷地を含む共同建築も35件にのぼり、その

ような場所では住民に資力もあり、狭小敷地問題の解決だけにとどまらず、経済価値の高い場所において土地を効率的に使う意識もあったことが窺える。一方(社)日本都市計画学会都市計画論文集 No. 43-2 2008年10月 Journal of the City Planning Institute of Japan No. 43-2, October, 2008 で、面的な防火地区が指定された日本橋横山町周辺の間屋街などでは、大きな通りから折れた横道や、ひとつ裏の通り沿いにも共同建築が集まって建てられており、僅かではあるが面的な指定の効力が現れていると言える。このほかの共同建築の立地は、路線式防火地区の指定された芝区(7)、浅草区(3)、下谷区(2)、本郷区(1)深川区(1)の順であった。横浜には4件見られた。ここで挙げた補助金増額の申請書による共同建築71件は、昭和7年末までのものであるが、同じく昭和7年までの、防火地区建築補助規則による共同建築に限らない東京市の全補助金交付件数は964件であった。共同建築71件中東京市における67件は、その7%(67/964)ということになる。防火地区指定された狭小敷地問題の解決策として新しく導入された共同建築という形式は、この時期の耐火建築化における選択肢のひとつとなり得ていたのである。

同潤会アパート「[同潤会清砂通アパートメント 1～3号館](#)」2019.3.18の記事

同潤会清砂通アパートメント 1号館

所在地:江東区白河3-4

構造・階数:RC・4F

建設年:1927(昭和2)

解体年:2002(平成14)

Photo 1994.7.13



同潤会清砂通アパートメントは比較的規模が大きく、白河3、4丁目と三好4丁目に、計16棟の建物が残されていた。なかでも1号館は、清州橋通りと三ツ目通りが交わる白河三丁目交差点に面しているため、シンメトリーなデザインで塔屋があり象徴性のある姿を見せていた。



Photo 1996.5.12 コーナー部分が建物の入口で、階段室になっている。

塔屋のある1号館は角地にあり、角の部分はカーブを描いている。ただその両側に角張った部分があるため、やや鎧のように厳めしく、屋上の塔屋は船の艦橋のようでもあった。交差点に向かって前進してくるのではないかと思わせる迫力のある形。



清州橋通り側の側面 Photo 1996.5.12

幹線道路に面した1号館の1階には店舗が入っており、いわゆる下駄履きアパートになっている。同潤会アパートはRC造集合住宅として初期のものだが、店舗付き集合住宅としても初期のものになるのではないかと思う。

同潤会清砂通アパートメント 2号館

所在地:江東区白河3-4

構造・階数:RC・3F

建設年:1927(昭和2)?

解体年:2002(平成14)

Photo 1994.7.13



同潤会清砂通アパートメント 3号館

所在地:江東区白河3-4

構造・階数:RC・4F

建設年:1929(昭和4)

解体年:2002(平成14)

Photo 1996.5.12



1号館の西隣にあった3号館。1号館同様、清洲橋通りに面しており、1階部分は店舗になっていた。1号館に比べると2~4階の開口部の幅が小さめ。

戦後の都営住宅や公団住宅そして現在に至るまで、集合住宅は南向きが重視され、そちらに居室の主な窓が配され、階段室や廊下、玄関などは北側に置かれることが多い。大通りの南側にある集合住宅の場合などは、自動車交通の騒音を避けるため通り側に背を向けることが特に多いのだが、初期の事例だったためか、さほど日当たりを気にしていなかったのかとも思える外観になっている。欧米の集合住宅は通りに面した壁面(いわゆるファサード)をきれいにデザインしていることが多いが、その影響もあったのだろうか。

白河3丁目にあった1~4号館は2002年に解体。また、東側の白河4丁目、三好4丁目の建物群もその後取り壊されて再開発が行われた。

・ 同潤会アパートは、関東大震災によって住宅が破壊されて家を失った人達に対して住宅を供給することを目的として設立された財団法人同潤会によって東京と横浜に建設されたアパートの総称である。同潤会アパートは鉄筋コンクリート造の集合住宅で、当時としては先進的な設計や装備が施されていた。東京に13ヶ所、横浜に2ヶ所造られたが、2013年に最後まで残った上野下アパートメントが老朽化のために取り壊されたことに伴い、全棟が解体された。

住宅名	建設年	解体年	住所	敷地面積	棟数	総戸数	階数
中之郷アパートメント	1926	1988	墨田区押上	1079坪	6棟	102戸	地上3階建
青山アパートメント	1926	2003	渋谷区神宮前	1783坪	10棟	138戸	地上3階建
柳島アパートメント	1926	1993	墨田区横川	1547坪	6棟	193戸(店舗向け22戸)	地上3階建

渋谷(代官山)アパートメント	1927	1996	渋谷区代官山町	5976 坪	36 棟	337 戸(店舗向け 9 戸)	地上 2 階建・3 階建
猿江裏町(住利)共同住宅	1927	1992	江東区住吉・毛利	3697 坪	18 棟	294 戸	地上 3 階建
東大工(清砂通)アパートメン	1927	2002	江東区白河・三好	4558 坪	16 棟	663 戸(店舗向け 35 戸)	地上 3 階建・4 階建
山下町アパートメント	1927	1987	横浜市中区山下町	1274 坪	2 棟	158 戸	地上 2 階建
平沼町アパートメント	1927	1982	横浜市西区平沼	754 坪	1 棟	118 戸	地上 3 階建
三ノ輪アパートメント	1928	2009	荒川区東日暮里	263 坪	2 棟	52 戸	地上 4 階建
三田アパートメント	1928	1986	港区三田	404 坪	1 棟	68 戸	地上 4 階建
日暮里(鶯谷)アパートメント	1929	1999	荒川区東日暮里目	867 坪	3 棟	156 戸	地上 3 階建
上野下アパートメント	1929	2013	台東区上野	347 坪	2 棟	76 戸	地上 4 階建
虎ノ門アパートメント	1929	2000	千代田区霞ヶ関	201 坪	1 棟	64 戸	地上 6 階建
大塚女子アパートメン	1930	2003	文京区大塚	363 坪	1 棟	158 戸	地上 5 階建
東町アパートメント	1930	1992	江東区住吉	149 坪	1 棟	18 戸	地上 3 階建
江戸川アパートメント	1934	2003	新宿区新小川町	2061 坪	2 棟	260 戸	地上 6 階建・4 階建

⑨ 清澄庭園・旧東京市営店舗向住宅。(江東区清澄 3-3)

関東大震災後の復興事業の一環として、東京市が昭和 3 年(1928)に建設された店舗付住宅。清澄通りに沿って約 250m にわたって立ち並ぶ鉄筋コンクリート造の長屋で、建設から 95 年が経過した今もなお実際に店舗付住宅として使用されており、人気のあるカフェやギャラリーなども入居している。いまだに昭和レトロな外観を残している建物も少なくない。





【清澄庭園】震災から命を守ろう～過去の震災に学ぶ～ 関東大震災 100 年パネル展示
今から 100 年前、大正 12 年 9 月 1 日に、未曾有の大災害「関東大震災」が発生しました。
関東大震災は、地震による建物の倒壊よりも火災による被害が大きく、死者・行方不明者約
10 万 5 千人の内、9 割が焼死とされています。清澄庭園（旧深川親睦園）が位置する深川
地域もそのほぼ全域が焼失し、多くの死者を出しました。

その一方、約1万人もの避難者の命を救ったのが清澄庭園でした。未曾有の大災害が発生した時に、この地域で一体何が起き、避難者の生死を分けた要因は何だったのでしょうか？

本展示では、「震災から命を守る」をテーマに、当時甚大な被害を受けた深川・本所地区の被災状況や、緑地の防災力、深川親睦園と岩崎家が復興に果たした役割について、わかりやすく解説いたします。また、いつか来る可能性のある大地震に備えるために役立つパネル展示や動画放映も行います。

■日時

令和5年8月22日(火)～9月10日(日)

9:00～17:00(最終入園16時30分)

■会場

清澄庭園 大正記念館

■内容

(1)パネル展示「関東大震災の被害と復興への歩み、人々の命を救った深川親睦園について」

・100年前の大震災について知る

「関東大震災の特徴である火災による延焼」、「避難者10,000人を救った清澄庭園の防火力」、「岩崎家と東京市の復興への取組」、「近年発生した阪神淡路大震災と東日本大震災との比較」など、関東大震災と清澄庭園周辺の被害状況について、分かりやすく解説します。

・未来の大震災に備える

「いま大地震が起きた際に清澄庭園が果たす役割」「近隣住民の避難行動」など、自分と大切な人の命を守るためにどう行動すればよいのかを一緒に考えるためのパネル展示を行います。

(2)動画視聴コーナー「防災力向上のためにできることを知ろう」

関東大震災発生から100年を契機に、当時の写真と大震災への備えをデジタルサイネージで放映します。

■その他

・ご来園前に公式ホームページ・公式Twitterにて最新情報をご確認ください。

・本庭園は、皆様の安全に配慮しながら、節電して営業しています。電力を「へらす」「つくる」「ためる」HTTに、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

■お問い合わせ先

清澄庭園サービスセンター

TEL:03-3641-5892

【清澄庭園HP】

<https://www.tokyo-park.or.jp/park/format/index033.html>

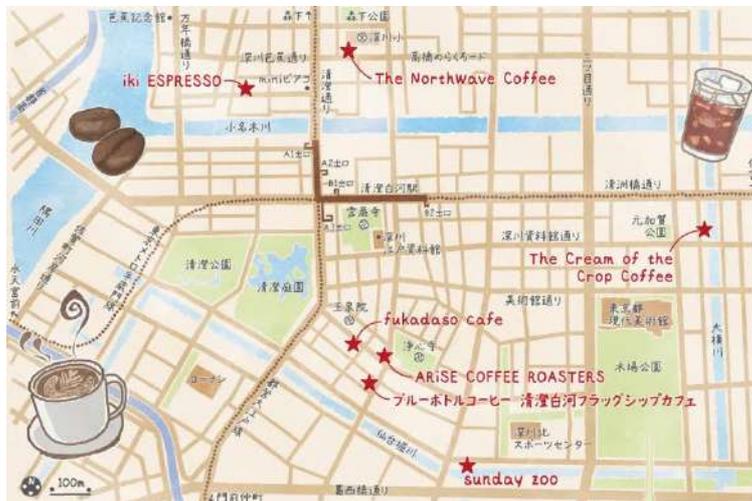
【清澄庭園 Twitter】

<https://twitter.com/KiyosumiTeien>

・【清澄白河】コーヒーの聖地を巡るおすすめカフェ MAP

下町の情緒が残りながら、現代アートの美術館やギャラリーも点在するなど文化が交錯する清澄白河エリア。現在は“サードウェーブコーヒー”をはじめとしたコーヒーブームの発信地として知られるようになりました。今回は外資系のコーヒーショップから地元密着型のカフェまで、個性の際立つ7つのコーヒーショップをMAP付きで紹介します。

今回ご紹介するコーヒーショップはこちら！



サードウェーブコーヒーの火付け役！／ブルーボトルコーヒー 清澄白河フラッグシップカフェ

カリフォルニア発、サードウェーブコーヒーの火付け役として知られる「ブルーボトルコーヒー」。その日本一号店となる清澄白河店が、2019年10月にリニューアルオープン。「清澄白河フラッグシップカフェ」と名を変え、コーヒーの魅力をより多角的に楽しめるお店に生まれ変わりました。

ゆったりと座れる店内では、バリスタが丁寧に淹れたコーヒーを味わうことができます。さらにコーヒー豆の購入も10g単位からOK。併設のトレーニングラボでは、コーヒーに関するイベントも定期的に開催されています。

※コーヒー豆の量り売りおよびイベント開催は当面の間、休止中

おすすめは「ドリップコーヒー(シングルオリジンコーヒー)」(550円～)。世界各地のコーヒー豆の中から、その季節に美味しさのピークを迎えるコーヒー豆を厳選して提供しています。ここでしか食べられない限定フードメニューも要チェック。「プリン」(600円)や「シーズナルタルト」(900円)な

ど、コーヒーとの相性も抜群なスイーツがそろいます。ブルーボトルコーヒー初となるフルサービスのおもてなしを体感できる同店で、豊かなコーヒータイムを過ごしてみてもいい。



焙煎風景を眺めながらコーヒーを／The Cream of the Crop Coffee 清澄白河 ロースター

清澄白河に初めてロースターを構え、清澄白河を“コーヒーの街”にした火付け役ともいわれる「ザ クリーム オブ ザ クロップコーヒー」。世界の農園からスペシャルティコーヒーをメインに選び、焙煎工房兼カフェのこちらで、自家焙煎で提供しています。コーヒーを焙煎するのは、ベルギー王室御用達のチョコレートブランド、ピエール マルコリーニを手掛けている同社。挽きたての新鮮な豆を、一杯ずつ丁寧にハンドドリップしたコーヒーは格別です。「ドリップコーヒー」は S サイズ 450 円～。



店内にある 35kg 焙煎のローリング社のスマートロースターは日本に数台しかないそう。運が良ければ焙煎風景に出合えるかもしれません。



充実のフードでお腹も満たされる／iki ESPRESSO

「イキ エスプレッソ」は、ニュージーランド在住のオーナー・原瀬ご夫婦によるオセアニアスタイルのカフェ。3種類のシングルオリジンのコーヒーをラインナップするほか、独自のブレンド豆を使用したエスプレッソも楽しめます。

また、夜になるとアジアンテイストのフードを用意した「Little iki」が2階にオープン。心とお腹を満たしたいときに立ち寄りしたいショップです。南半球でポピュラーなコーヒー「フラットホワイト」(510円)。「フラットホワイト」とは、エスプレッソにきめ細かく泡立てたフォームミルクを注いだもの。1番人気のメニューが「エッグベネディクト」(1,380円)。お好みでトマトやタマゴ、アボカドなどのトッピングも可能です。トッピング料金はプラス 230円～。



会話も楽しいアットホームなカフェ／The NorthWave Coffee

下町情緒溢れる、のらくロードにある白くてモダンな入口が「ノースウェーブコーヒー」の目印。定番のコーヒー5種類をメインに、旬の豆を使ったハンドドリップコーヒーが楽しめます。コーヒーの香りと甘さの決め手となるコーヒーオイルを、しっかりカップに落とすのがオーナー佐藤さんのこだわり。ドリップコーヒーは女性におすすめと、選んでくれたのは「エチオピア イリガチョフ G1 ナチュラル」(350円～)。フローラルな香りと味が楽しめます。店頭で飲んだものを気に入り、そのまま豆を購入していく人も多いそうですよ。



築50年のアパート兼倉庫をリノベーション／fukadaso café

解体寸前だったアパートのレトロな佇まいを残し、再生させるプロジェクトで誕生した「fukadaso」の1階にあるカフェ。ご近所や、人々をつなぐ憩いのコミュニティ空間となっており、カフェ内にも様々なアートやクリエイターのグッズを展示されています。コーヒーは、ご近所の焙煎所から仕入れている深煎りのオリジ

ナルブレンドで、マシンで丁寧に淹れています。昔ながらの苦くて濃い「ブレンドコーヒー」(480 円)は、どこか懐かしさの漂う味です。スイーツ好きに大人気の「キャラメルグラノーラパンケーキ」(900 円)。「カフェラテ」(530 円)との相性もぴったりです。



店主との会話も楽しい、知る人ぞ知る名店／ARISE COFFEE ROASTERS

清澄白河駅から徒歩 5 分ほど、お寺や路地を通り抜けた先の交差点にたたずむ「アライズコーヒーロースターズ」。約 6 坪ほどの小ぢんまりとしたお店でありながら、清澄白河を代表するコーヒーショップの一つです。

オーナーの林大樹さんは、豆の味わいをストレートに感じられる「浅煎り」の魅力を世に知らしめた人物。気さくな人柄でも愛され、地元はもちろん国内外から訪れるお客さんをアットホームな雰囲気

気で日々迎え入れています。コーヒーのお供には、コトリパンの「フレンチトースト」(150 円)や「惣菜パン」(150 円～)などが並びます。テイクアウトもできるので、近隣の「清澄庭園」や「木場公園」の訪問ついでに訪れて、コーヒーと軽食を片手に散策するのもオススメですよ。



週末営業のくつろぎコーヒースタンド／sunday Zoo

元々は趣味で手綱焙煎をされていたオーナーの奥野さんが 2014 年よりご夫婦でスタートしたコーヒーショップ。アジア、アフリカ、中南米などの主要コーヒー生産国からスペシャリティコーヒーの生豆を選択し焙煎。現在は 8 種類のコーヒー豆を取り扱っています。

抽出はすべてハンドドリップ。ハウスブレンドはなく、自分の好みを伝えると、オーナー自らその場でコーヒー豆を選んでくれます。店頭で販売されるコーヒー豆は、焙煎後 14 日以内の新鮮なコーヒーのみなので、自宅でお店の味が味わえると好評です。「コーヒー」は 350 円～。「カフェオレ」は 400 円～。これからの季節は、氷の上に直接熱いコーヒーを抽出する「アイスコーヒー」(400 円～)も人気です。季節限定(春夏)のコーヒーシェイク「Sabana」(500 円)。他にも季節限定メニューが登場します。マグカップ、タンブラーなどのオリジナル雑貨の販売もあるので、お土産にしてみてください。





まとめ

清澄白河エリアにある7つのコーヒーショップ、あなたが気になったのはどこでしょうか？実はこのエリアのコーヒーショップは、皆さん仲良しで、お店同士の交流も深いのだそう。そして、どのお店もスタッフさんの笑顔や一杯のコーヒーにかける熱意が印象的でした。

そんな人のぬくもりを感じることも、清澄白河のコーヒー巡りの醍醐味なのかもしれません。美味しいコーヒーと下町の人情に触れて、心も体もリフレッシュしてみては？

※2020年10月2日時点の情報です。価格やメニューなどの掲載情報は変更になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、テイクアウト実施状況など掲載している情報に変更が生じる場合がございます。最新情報は直接お問い合わせください。

※本記事中の金額表示はすべて税込です。